

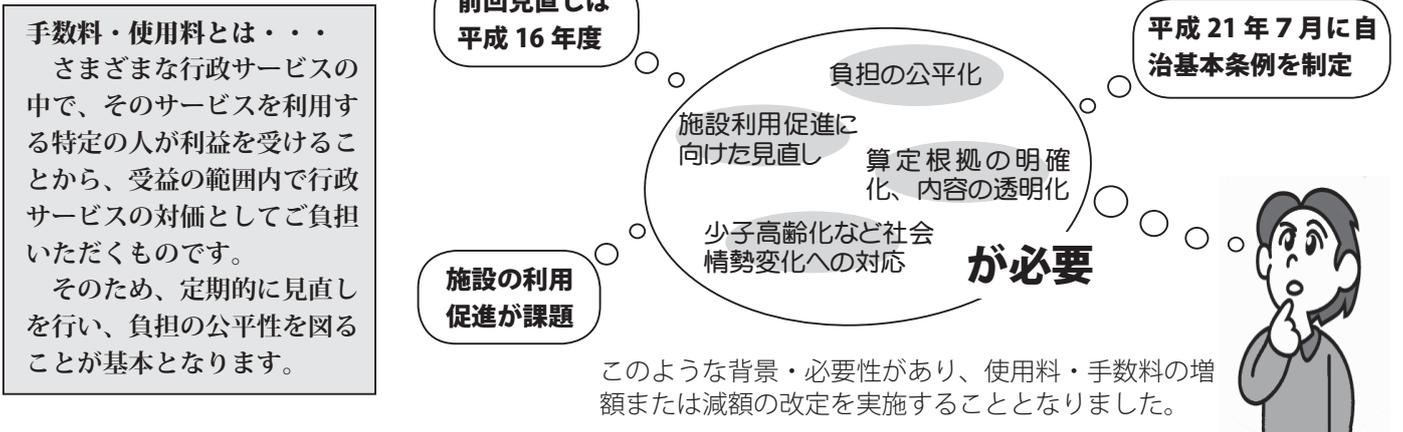
使用料・手数料が10月から変わります

パークゴルフ場・公園テニスコート・キャンプ場は平成25年4月から

平成24年3月に開催された市議会定例会で、体育施設などの使用料や各種証明などの手数料の改定案が可決され、10月（一部平成25年4月）から実施されます。

今回の改定の経過と内容を市民の皆さんにお知らせするため、この5月号では、改定の経過、考え方および概要を中心に掲載し、6月号には、改定した施設ごとの各使用料および手数料の金額等について掲載します。

どうしていま改定するの？



使用料・手数料の見直し方針【平成23年8月】の概要

基本方針

①受益者負担の原則と公平性の確保

施設などのサービスを利用する方と利用しない方、出来ない方との「負担の公平性」を確保するため、利用する方に応分の負担をしていただくことを原則とします。

②算定方法の明確化

使用料・手数料の設定については、社会情勢の変化に応じた原価計算方式による明確な料金設定基準を設定します。

③新料金の適用時期

見直しによる新たな使用料・手数料の適用時期は一部を除き平成24年10月を予定します。

改定額の限度

この方針で算出した額が、現行の料金と著しい差が生じた場合の激変緩和のための改定額の限度を設定します。改定幅は近隣の類似施設や他市の水準を踏まえ、必要に応じ施設ごとに調整できることにします。

原価計算と今後の見直し

- ・受益と負担の公平性を確保しながら、公共施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すために使用料・手数料の原価計算は原則4年ごとに実施します。
- ・受益者負担の原則、利便性の向上を図るための見直しを検討し、必要に応じ適宜見直しを行っていきます。

使用料・手数料の算定方法

【計算式】 **原価** × **受益者負担割合**

原価計算の対象経費

使用料＝人件費、物件費（光熱水費、修繕費、清掃費など）、建設費

手数料＝人件費、物件費（消耗品費、機器賃借料、システム経費など）

受益者負担割合の考え方

例

算定にあたっては、各施設別の性質に応じて、それぞれ受益者（利用者）と公費との負担割合を設定しています。

①公民館、体育館、パークゴルフ場など	受益者負担 50%：公費負担 50%
②各種手数料、葬斎場（待合室）など	受益者負担100%：公費負担 0%
③図書館、児童館、葬斎場（火葬炉）など	受益者負担 0%：公費負担100%



改定の概要

右ページの「見直し方針」による算定の結果、

- 体育施設の個人使用料では、今回、65歳以上の高齢者の区分を新設し、小学生から高齢者までの区分に応じて、値上げまたは値下げの改定となりました。
- 会議室や研修室などの使用料では、市民会館、公民館、住区会館（地区センター）など大半の公共施設の会議室などの使用料が、現行どおり据え置きとなっています。
- 手数料は、住民票、納税証明、その他で増額改定となった手数料項目があります。

◆使用料関係（主な改定内容）

◎体育館（市民・大麻・東野幌・青年センター）

区分	個人使用				登録クラブ使用	
	1回（円）		1か月定期（円）		1回（円）	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
小学生 中学生	60	40	480	240	600	400
高校生	90	100	720	600	900	1,000
大学生 一般	130	200	1,040	1,200	1,300	2,000
高齢者 (65歳以上)	130	100	1,040	600	(130)	1,000

↳現行9割減免、改定後は減免廃止

◎青年センタープール

区分	個人使用				登録クラブ使用			
	1回（円）		1か月定期（円）		回数券（円）		1回（円）	
	現行	改定後	現行	改定後	現行 (11回分)	改定後 (6回分)	現行	改定後
小学生	80	据置	640	480	800	400	600	400
中学生	100	据置	800	600	1,000	500	700	500
高校生	250	据置	2,000	1,500	2,500	1,250	1,200	据置
大学生・一般	400	500	3,200	3,000	4,000	2,500	2,000	2,500
高齢者 (65歳以上)	400	250	3,200	1,500	4,000	1,250	(200)	1,200

↳現行9割減免、改定後は減免廃止

その他

- 勤労者研修センター（研修室1～4）増額改定。
- セラミックアートセンター（企画展示室、研修室）減額改定。その他設備使用料の増減改定。
- 農村環境改善センター（多目的ホール）は、体育館の個人使用（1回）料金に準じる改定。
- 青年センター研修棟（音楽室、研修室などの各室）減額改定。
- 東野幌体育館（研修室など）減額改定。



来年度から変わる使用料<<平成25年4月実施>>

- あけぼのパークゴルフ場／公園テニスコート⇒小学生から高齢者までの料金体系を体育館等の設定の考え方に準じて増減改定。ただし、公園テニスコートの個人の使用時間を1回2時間に変更。
- 森林キャンプ場⇒小・中学生について、日帰り、宿泊とも減額改定。高校生以上は据え置き。

◆手数料関係（主な改定内容）

証明手数料⇒住民票記載事項、区画整理区域内 250円→300円、納税、土地建物、営業、所得 350円→400円

閲覧手数料⇒住民票または戸籍附票、固定資産課税台帳、公簿等 250円→300円

交付手数料⇒住民票または戸籍附票写し、確認申請副本写し 250円→300円、地籍図写し 550円→600円、印鑑登録証（初回）250円→無料

そのほか、申請手数料（確認申請・完了検査申請、その他）、嘱託登記などの手数料について増額改定があります。

★利用促進のための見直し

プール・体育館 プール・パークゴルフ場

①定期券・回数券の見直し

【定期券】8回相当額/月→6回相当額/月

【回数券】11回券（10回分料金）→6回券（5回分料金）

回数券が利用しやすくなるね



料理に合わせて時間を決められるようになったのね

②公民館の調理実習室 12:00～18:00の間、 1時間単位での利用が可能に

③市民会館、市民文化ホール、 公民館の受付期間の差別化

市民がより利用しやすいように、市民と市外者の受付開始時期に差を設けます

【ホール】

市民（12か月前から）

市外者（11か月前から）

【会議室など】

市民（6か月前から）

市外者（5か月前から）

6月号では使用料・手数料の各項目ごとの内容をお知らせします

今回の見直しにあたっては、「使用料・手数料の見直し方針」と「使用料および手数料の原価算定結果、改定素案（増額、減額、据置）」とを、昨年11月に市ホームページで公表しました。また、昨年12月には、今回の改定に係る利用団体の皆さんに対し、施設所管課より説明してきました。

今後、「広報えべつ」や「市ホームページ」はもとより、各公共施設へのリーフレット配置、さらには、使用料および手数料の改定対象施設への掲示などで市民の皆さんへお伝えしていく予定です。

詳細 財政課 ☎381-1010